

広島県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年八月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務 所の所在地	事業所の 名 称	事業所 の所在地	廃止年月日
社会医療法人 里仁会	三原市円一町二丁目 五番一号	社会医療法人 里仁会 仁生 病院	三原市皆実三丁目 三番二八号	平成二九年七 月一日